検証委員会報告 (抜粋)

検証結果

[判明した事実]

- ① 区職員が「イベントを対象とした協賛金について、事業に直接充当したとしても収入計上しなくてもよい」という誤った説明を行った事実は認められなかった。
- ② マニュアルには「イベントを実施した際、協賛金等の収入があった場合は、収益同様に補助対象経費から差し引かれます」と明記されている。(当初は「広告性の有無により判断する」としていた)
- ③ 補助金を支給した他の121事業について再検査を行ったところ、協賛金の会計処理については、同種の未計上の事案は発見されなかった。
- ④ 区による協賛金の取り扱いに関する説明及び補助金の審査については、いくつかの 説明不足や不明瞭とされる点が認められるものの、そもそもイベントの事業会計にお ける領収書の偽造及び協賛金未計上の会計処理は、補助対象外の西商連の会計処理を 確認したことにより明らかになった。

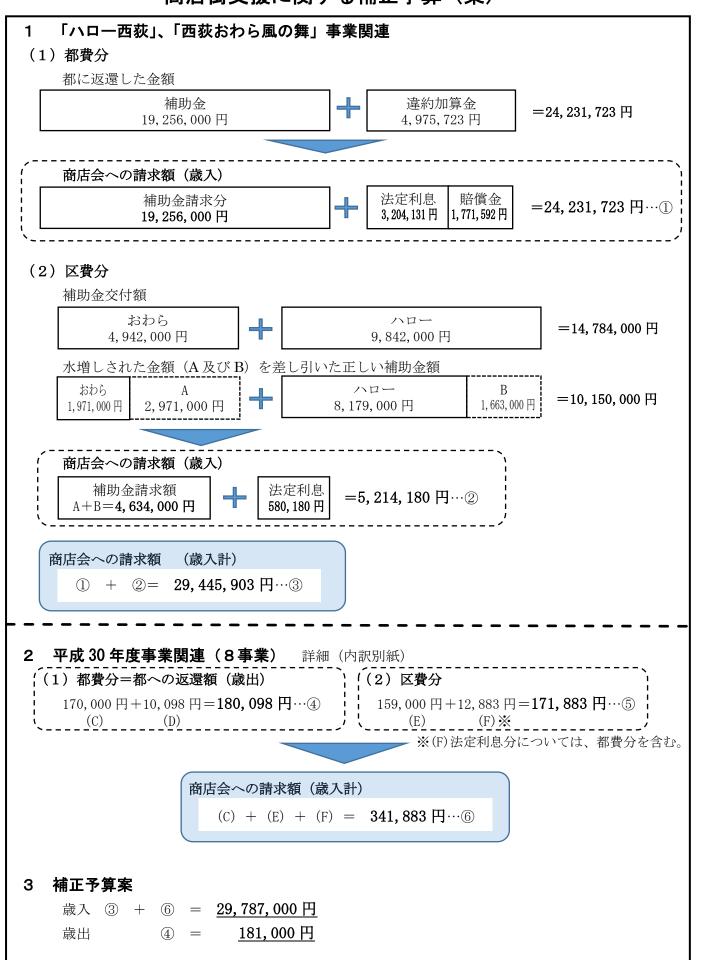
「判断〕

- ① 少なくとも、当該商店会として、趣意書によって事業に対する協賛金を募り、集めた協賛金を実際に事業経費に充てた場合、事業収入として計上する必要があるという判断は十分にできたと考えられる。
- ② 不正行為が行われているという前提に立たなければ、西商連の会計処理まで確認をする必要もなく、よって、不正を発見できなかったことについて、区に法的責任があるとは言えない。

[返還額の考え方]

- ① 補助金額のうち都負担分については、都に返還した全額を当該商店会に請求することが妥当である。
- ② 都に支払った違約加算金についても、年 5%の法定利息を請求するとともに、その額と違約加算金との差額も原因者である当該商店会に請求することが妥当である。
- ③ 区負担分については、補助金の交付目的である商店街振興や地域コミュニティの活性 化が果たされていることを鑑み、明らかな不正行為により水増しされた部分に限って、 その返還を請求することが妥当である。

商店街支援に関する補正予算(案)



平成30年度商店街チャレンジ戦略支援事業 返還が生じる事業一覧

1 補助金分 単位:円

	們 则 亚 刀					単位:口
	事業名	商店会名	補助金 請求額	(内訳)		坂澤太亜オス珊山
				都費分	区費分	返還を要する理由
1		高円寺パル商 店街振興組合 外7商店会	251,000	126,000	125,000	NPO法人東京高円寺阿波踊り振興協会発行冊子への広告掲載費について、1ページ分が当該事業ではなくNPOの取組に係る内容が記載されていたため、対象外とする。
2	かみいぐさ夏 まつり	上井草商店街 振興組合	2,000	1,000	1,000	対象外経費の消費税のみを誤って対 象経費に計上していたため、対象外 とする。
3	2019わくわく まつり	方南銀座商店 街振興組合	21,000	11,000	10,000	商店街マップ印刷費について、誤って対象経費に計上していたため、対象外とする。
4	ピンクの象を 引っ張るぞー	西荻南口仲通 り会	4,000	2,000	2,000	商店街の所有物(ピンクの象)に対する保険代を誤って対象経費として計上していたため、対象外とする。
5	広小路祭	広小路親栄会	1,000	0	1,000	小学校への謝礼を誤って対象経費に 計上していたため、対象外とする。
6	第27回ちびっ こ夏祭り	井草北商店会	1,000	1,000	0	記念品(ジュース)に係る経費について、誤って過剰に対象経費に計上していたため、対象外とする。
7	第65回阿佐谷 七夕まつり	阿佐谷商店街 振興組合外7 商店街(阿佐 谷七夕まつり 連合会)	16,000	9,000	7,000	当該事業で作成したTシャツを会員に対して有料で販売していたため、その収益を追加計上する。
8	西田秋まつり	西田商店会	33,000	20,000	13,000	会場使用料は、大人まつりの使用料 分を含めていたため、対象外とする。
		合計	329,000	170,000	159,000	

(C) (E)

2 都への違約加算金…(D)

請求金額	内容
10,098円	返還を要する補助金(都費分)に対して、年利10.95%で計上

3 法定利息分…(F)

•	<u>AAC 11/0/11</u>	\(\frac{1}{2}\)
	請求金額	内容
	12.883円	返還を要する補助金(都費分・区費分)に対して、年利5%で計上